

国税分野における

番号法に基づく本人確認方法

【事業者向け】

令和5年9月

国 税 庁

目 次

第1	はじめに	1
1	はじめに	1
2	用語の定義	1
第2	マイナンバー制度の概要	3
1	マイナンバー制度の概要	3
2	個人番号及び法人番号について	3
3	マイナンバーカード（個人番号カード）	3
4	民間事業者と番号制度	4
5	番号制度への対応に向けた準備	4
6	特定個人情報の取扱い	5
第3	国税分野における本人確認方法	7
1	税務関係の申告書等への個人番号又は法人番号の記載	7
2	個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法	8
3	国税庁告示の内容	9
第4	本人確認方法の具体例	28
例1	対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認①	29
例2	対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認②	30
例3	対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認③	31
例4	個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認	33
例5	社員カードのICチップを利用した身元確認	35
例6	知覚による身元確認	36
例7	メールにより個人番号の提供を受ける場合の本人確認	38
例8	インターネットの専用ページを利用した本人確認	39
例9	社内ネットワークを利用した本人確認	41
例10	勤務先法人が従業員の遺族の代理人となる場合の本人確認	43

改訂箇所

令和2年5月	1 ページ	番号1～4の「定義」欄を時点修正しました。
	2 ページ	番号14の「定義」欄を時点修正しました。
	3 ページ	記載内容の文言修正及び時点修正をしました。
	4 ページ	引用している図を令和2年5月版に更新しました。
	6 ページ	
	7 ページ	記載内容の時点修正及び引用している図を令和2年5月版に更新しました。
	8 ページ	記載内容の文言修正及び時点修正をしました。 引用している図を令和2年5月版に更新しました。
	9 ページ	図を更新しました。
	10 ページ	
	11 ページ	
	12 ページ	
	13 ページ	告示1の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄を修正しました。
	14 ページ	告示5の番号を告示2に変更し、表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。
	15 ページ	告示6の番号を告示3に変更し、表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び下の注記を削除しました。告示3の番号を告示4に変更しました。
	16 ページ	告示7の番号を告示5に変更しました。 告示8の番号を告示6に変更し、表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄を修正しました。
	17 ページ	告示9の番号を告示7に変更し、表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。 告示10の番号を告示8に変更しました。
	18 ページ	告示11の番号を告示9に変更し、表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄を修正しました。
	20 ページ	表題の告示番号を修正しました。 告示12の番号を告示10に変更し「具体例」欄を修正しました。 告示13の番号を告示11に変更しました。
	21 ページ	告示14の番号を告示12に変更しました。 告示15の番号を告示13に変更し、下の注記を削除しました。
	22 ページ	告示16の番号を告示14に変更しました。 告示17の番号を告示15に変更しました。
	23 ページ	告示18の番号を告示16に変更し、表題、表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。 告示19の番号を告示17に変更しました。
	24 ページ	告示20の番号を告示18に変更しました。
	26 ページ	告示21の番号を告示19に変更し、表題、表の「個人

		番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。 告示22の番号を告示20に変更し、表題及び「具体例」欄を修正しました。
	29 ページ	ポイントを修正し、関連条文等を修正しました。
	30 ページ	ポイントを修正しました。
	31 ページ	関連条文等を修正しました。
	32 ページ	ポイントを修正しました。
	33 ページ	関連条文等を修正しました。
	34 ページ	ポイントを修正し、関連条文等を修正しました。
	35 ページ	ポイントを修正しました。
	36 ページ	関連条文等を修正しました。
	37 ページ	
	38 ページ	ポイントを修正し、関連条文等を修正しました。
	39 ページ	関連条文等を修正しました。
	40 ページ	ポイントを修正し、関連条文等を修正しました。
	41 ページ	関連条文等を修正しました。
	42 ページ	ポイントを修正しました。
	43 ページ	関連条文等を修正しました。
令和3年4月	1 ページ	番号4の「定義」欄を修正しました。
	3 ページ	記載内容の文言修正をしました。
	14 ページ	告示2の下の注記を修正しました。
	17 ページ	告示7の下の注記を修正しました。
	18 ページ	告示9の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄を修正しました。
	20 ページ	告示10の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。
	23 ページ	告示16の下の注記を修正しました。
	26 ページ	告示19の下の注記を修正しました。
令和4年4月	1 ページ	番号4の「定義」欄を修正しました。
	2 ページ	番号10の「定義」欄を修正しました。
	11 ページ	図を更新しました。
	12 ページ	
	15 ページ	告示3の表の具体例欄を修正しました。
	18 ページ	告示9の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。
	30 ページ	ポイントを修正しました。
令和5年1月	13 ページ	告示1の表の「具体例」欄を修正しました。
	15 ページ	告示4の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄を修正しました。
	18 ページ	告示9の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。
	19 ページ	告示9の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄を修正しました。
令和5年9月	1 ページ	番号1～4の「定義」欄を時点修正しました。
	1 ページ	番号9の「定義」欄を修正しました。
	3 ページ	「マイナンバー制度の概要」の記載内容を修正しまし

		た。
	5 ページ	「特定個人情報の取扱い」の記載内容を修正しました。
	6 ページ	
	6 ページ	引用している図を更新しました。
	19 ページ	告示9の表の「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」欄及び「具体例」欄を修正しました。
	20 ページ	

第1 はじめに

1 はじめに

この資料は、国税関係手続において個人番号（マイナンバー）を取り扱うこととなる民間事業者の方が、番号法等の規定に基づき、顧客や従業員の方から個人番号の提供を受ける際の本人確認の実施方法などについて、具体例を含めて説明するものです。

2 用語の定義

この資料で使用する用語の定義は、以下のとおりです。

番号	用語	定義
1	番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号（最終改正 令和 5 年法律第 48 号））をいう。
2	番号法施行令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号（最終改正 令和 5 年政令第 15 号））をいう。
3	番号法施行規則	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号（最終改正 令和 5 年デジタル庁・総務省令第 4 号））をいう。
4	国税庁告示	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成 27 年国税庁告示第 2 号（最終改正 令和 5 年国税庁告示第 29 号））をいう。
5	個人番号 （マイナンバー）	番号法第 7 条第 1 項又は第 2 項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
6	個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
7	特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
8	特定個人情報ファイル	個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
9	個人番号利用事務	行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

番号	用語	定義
10	個人番号関係事務	番号法第9条第4項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
11	個人番号利用事務等	個人番号利用事務又は個人番号関係事務をいう。
12	個人番号利用事務実施者	個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
13	個人番号関係事務実施者	個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
14	個人番号利用事務等実施者	個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者をいう。
15	マイナンバーカード (個人番号カード)	氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他総務省令で定める事項(以下「カード記録事項」という。)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録されたカードであって、番号法等で定めるところによりカード記録事項を閲覧し、又は改変する権限を有する者以外の者による閲覧又は改変を防止するために必要なものとして総務省令で定める措置が講じられたものをいう。
16	個人識別事項	氏名及び生年月日又は住所
17	法人番号	番号法の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

第2 マイナンバー制度の概要

1 マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

マイナンバー制度の下、年金、医療保険、雇用保険、福祉の給付や税の手続などで、申請書等に個人番号や法人番号の記載が求められます。

国税分野では、申告書、届出書及び法定調書などを提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが求められます。

2 個人番号及び法人番号について

個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人に1つ指定され、市区町村から住民票の住所に通知（※）されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に付番・通知されます。

法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人などの法人等に指定され、国税庁から登記上の所在地に「法人番号指定通知書」により通知しております。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

※ 個人番号の通知は、令和2年5月24日までは、「通知カード」（本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が記載されたカード）により行われてきましたが、「通知カード」の発行手続が廃止され、令和2年5月25日以降は、「個人番号通知書」により行われます。

3 マイナンバーカード（個人番号カード）

マイナンバーカード（個人番号カード）とは、本人が市区町村に交付を申請し、発行されるカードです。マイナンバーカード（個人番号カード）には、本人の氏名、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真が表示されます。

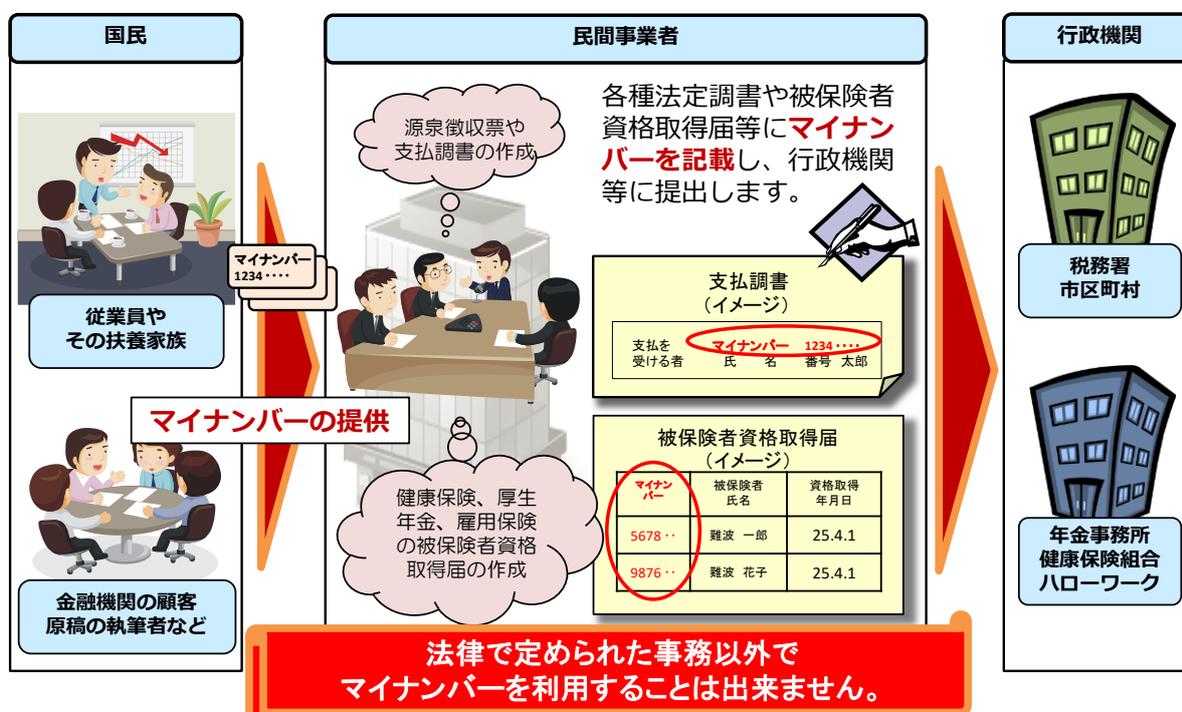


4 民間事業者と番号制度

民間事業者は、従業員の健康保険・厚生年金等の加入手続や、給与の源泉徴収票の作成を行っています。また、外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から所得税を源泉徴収し、支払調書の作成を行っているほか、証券会社や保険会社でも、配当金・保険金等の支払調書の作成事務を行っています。

これらの手続を行うために個人番号・法人番号が必要になることから、民間事業者は、従業員や顧客、報酬の支払先などから個人番号・法人番号の提供を受ける必要があります。

民間事業者も、税や社会保障の手続で、マイナンバーを取り扱います。



(出典) マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者編 令和2年5月版(内閣官房・内閣府・個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省作成)

5 番号制度への対応に向けた準備

税や社会保障の手続のため、各種申請書等の提出時期までに、パートやアルバイトの方を含め、従業員の個人番号について順次提供を受け、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に個人番号を記載する必要があります。また、提供を受けた個人番号を含む特定個人情報については、番号法に基づき適切に管理する必要があります。

6 特定個人情報の取扱い

番号法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報を守るため、個人番号の利用範囲や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

(1) 個人番号の利用制限

個人番号の利用範囲は、社会保障制度、税制、災害対策など、法令又は条例で定められた事務に限定されています。

(2) 特定個人情報の安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

(3) 特定個人情報の提供制限等

【個人番号の提供の要求、提供の求めの制限】

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者などは、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限って、従業員などに対して個人番号の提供を求めることができますが、個人番号関係事務以外の目的で、個人番号の提供を求めてはなりません。

例：事業者は、給与の源泉徴収事務を処理する目的で、従業員等に対し個人番号の提供を求めることとなりますが、従業員等の営業成績管理等の目的で個人番号の提供を求めてはなりません。

【特定個人情報の提供制限】

法令又は条例で明記された場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはなりません。

例：従業員が出向により異動し他の事業者が給与支払者になった場合、事業者間で個人番号の受渡しをすることはできませんので、他の事業者は従業員本人から個人番号の提供を受けなければなりません。

【特定個人情報の収集制限】

法令等に基づく場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

例：事業者の給与事務担当者として個人番号関係事務に従事する方が、その個人番号関係事務以外の目的で他の従業員等の特定個人情報をノートに書き写してはなりません。

【特定個人情報の保管制限（廃棄）】

法令等に基づく場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することはできないため、個人番号関係事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。

1. マイナンバーの利用制限

マイナンバーの利用が可能な事務は、法令又は条例で限定されています。

2016年1月～**社会保障・税・災害対策分野**の事務で利用

2023年6月～**社会保障・税・災害対策以外の行政分野**の事務でも利用可能

2. マイナンバーの提供の求め

- ・法令又は条例で定められた行政手続に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。
- ・法令又は条例で明記された場合を除き、マイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）を第三者に提供してはなりません。



3. 特定個人情報の収集制限

法令等に基づく場合を除き、特定個人情報（例えば、マイナンバーカード裏面のコピー）を収集することはできません。

※マイナンバーカードの裏面に記載されたマイナンバーを意図せずに見た場合は、特定個人情報の収集にはあたりません。また、意図せずコピーを取得した場合においても、直ちに復元不可能な手段で廃棄すれば、法令上問題ありません。

（出典）マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります（2023年6月30日更新）（デジタル庁）

（4）利用目的の明示

個人番号を取得する際は、利用目的を特定して明示する必要があります。

例：「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」

- ・源泉徴収票の作成や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

第3 国税分野における本人確認方法

1 税務関係の申告書等への個人番号又は法人番号の記載

国税通則法をはじめとする国税に関する法令の規定により、申告書、申請書、届出書、調書等には提出する本人の個人番号又は法人番号を記載します。

また、地方税関係の申告書や支払報告書等についても、地方税に関する法令の規定により、同様に提出する本人の個人番号又は法人番号を記載します。

国税に関する法令で規定する調書や地方税に関する法令で規定する支払報告書については、支払者の個人番号又は法人番号のほかに、支払を受ける方の個人番号又は法人番号などを記載します。

また、給与所得の源泉徴収票や給与支払報告書であれば、①支払者の個人番号又は法人番号、②支払を受ける方の個人番号に加えて、③控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号なども記載します。

なお、支払を受ける方等の個人番号を記載するためには、支払を受ける方等から個人番号の提供を受ける必要があります。

税務関係の申告書等に、マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）
 第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類（以下この条において「**税務書類**」という。）を提出する者は、当該**税務書類にその氏名**（法人については、名称。以下この項において同じ。）、**住所又は居所及び番号**（番号を有しない者にあつては、その氏名及び住所又は居所とし、**税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類（納税申告書及び調書を除く。）**として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。）**を記載しなければならない。**（略）

※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

○ 国税通則法施行規則において、マイナンバーの記載を要しないものを規定
 ・具体的には、平成28年国税庁告示第7号において規定

○ 国税通則法等の国税に関する法令の規定により、**申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載**
 法定調書等については、主に**支払者及び支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号**を記載
 例) 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象となる配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーを記載
 例) 生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者のマイナンバー又は法人番号を記載

番号を記載して申告書や調書等を提出するイメージ



（出典）マイナンバー・社会保障・税番号制度 民間事業者編 令和2年5月版（内閣官房・内閣府・個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省作成）

2 個人番号の提供を受ける場合の本人確認方法

法定調書提出義務者や源泉徴収義務者は、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として、①番号確認（正しい個人番号であることの確認）と②身元確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行うことが必要となります。

支払を受ける方がマイナンバーカード（個人番号カード）を持っている場合には、番号確認と身元確認がこのカードのみで可能です。

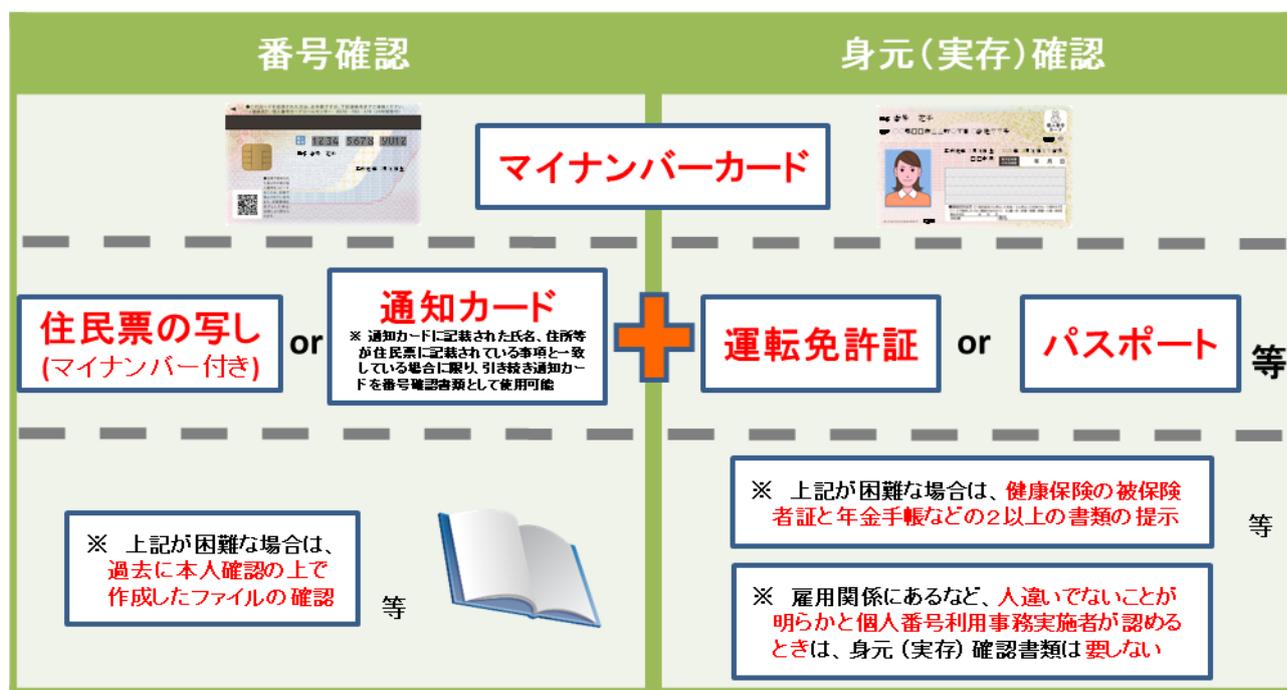
マイナンバーカード（個人番号カード）を持っていない場合は、番号確認は通知カード*や住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り）などで行います。

ただし、通知カードや住民票の写しには写真がなく、身元確認はできないため、運転免許証やパスポートなどで身元確認を行います。

このほか、上記の方法による本人確認が困難と認められる場合などに限り、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等による本人確認も認められており、その内容について、国税庁長官が国税庁告示を定めています。

※ 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

マイナンバー取得の際の本人確認では、いずれかの方法により、番号確認と身元（実存）確認を行います。



(出典) マイナンバー社会保障・税番号制度 民間事業者編 令和2年5月版（内閣官房・内閣府・個人情報保護委員会・総務省・国税庁・厚生労働省作成）

3 国税庁告示の内容

番号法に規定する本人確認方法は、次ページ以降の「番号法に基づく本人確認に必要な確認書類等」に記載のとおり、本人から個人番号の提供を受ける場合と本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合に分けられます。

本人から個人番号の提供を受ける場合には、番号確認と身元確認を行います。本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合には、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の個人番号の確認が必要となります。

また、個人番号の提供方法に応じて確認方法も異なっているほか、番号法施行規則及び国税庁告示には租税に関する手続（税務署に提供する場合）でのみ適用される確認方法も定められています。

国税庁告示は、番号法施行規則に基づき、国税関係手続における個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等による本人確認方法を定めたものです。

13 ページ以降に、国税庁告示の内容及び確認書類等の具体例を掲載しています。

告示の番号は、「番号法に基づく本人確認に必要な確認書類等」の「主務省令」欄の「個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの【告示●】」の番号と同じ番号となっています。

法令や告示で定められている本人確認方法の具体例につきましては、27 ページ以降をご参照ください。

【国税庁告示の確認方法】

主務省令で定めるもの【令120二】(住民票の写し等(番号確認)+身元確認書類)

・運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【附1-1】
 ・官公署から発行・発付された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの【告示1】【附1-2】

告示1 (身元確認書類)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）	税理士証票
本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）

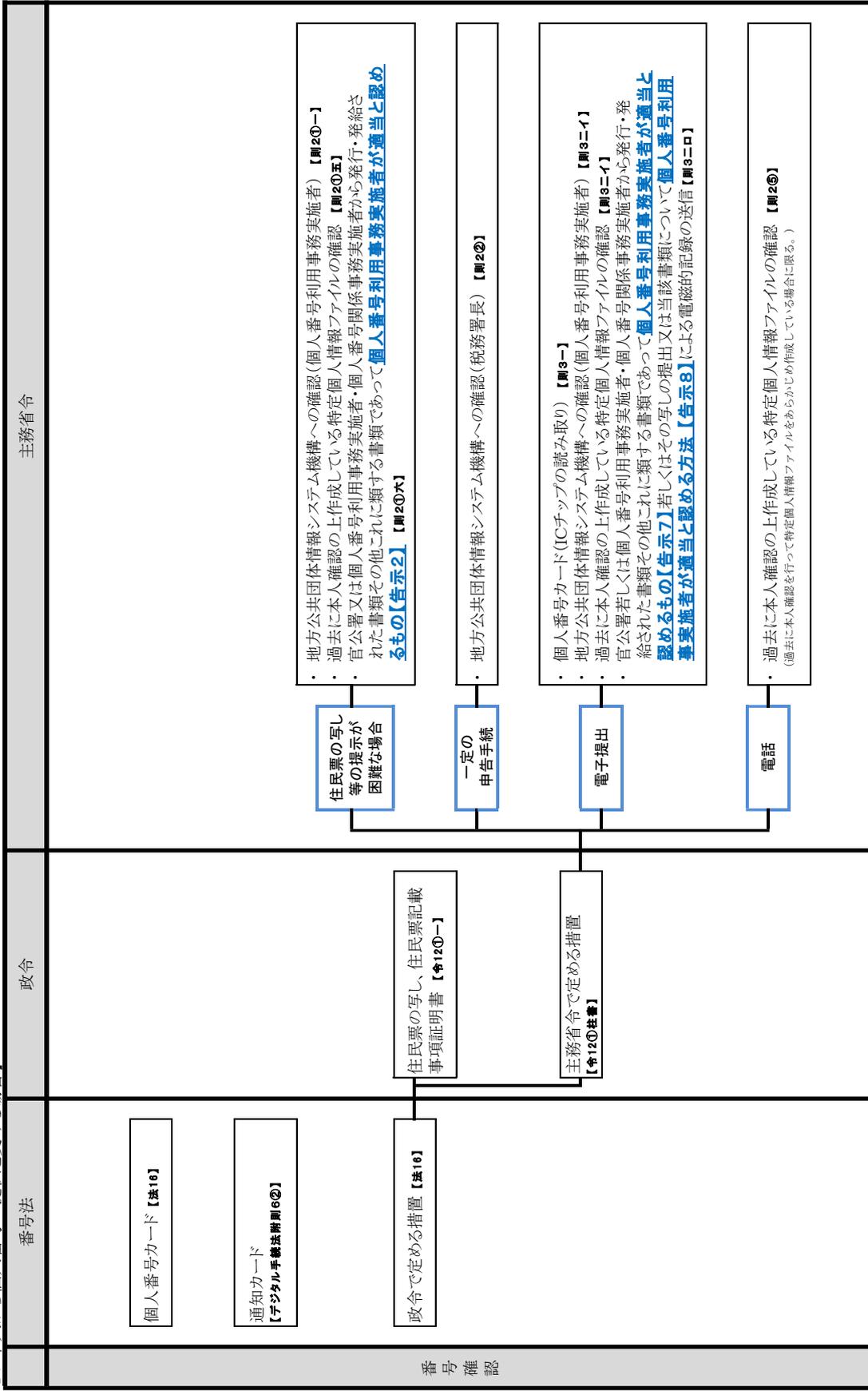
番号法施行規則に記載された運転免許証などのほか、写真付きの身分証明書などが使用できます。

身元確認書類として
適当と認める内容

身元確認書類として使用
できるものの具体例

番号法に基づく本人確認に必要な確認書類等

【1. 本人から個人番号の提供を受ける場合】



1 「法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成26年法律第27号)」をいう。
 2 「令」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)」をいう。
 3 「則」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)」をいう。
 4 「デジタル手続法」とは、「情報通信技術の活用による行政手続等の関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(令和元年法律第16号)」をいう。

番号法に基づく本人確認に必要な確認書類等

【1. 本人から個人番号の提供を受ける場合】

	番号法	政令	主務省令
<p>身元確認</p>	<p>個人番号カード【法10】</p>	<p>主務省令で定めるもの【令12 ①ニ】(住民票の写し等(番号 確認) + 身元確認書類)</p>	<p>・ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【附1-1】 ・ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が 適当と認めるもの(告示1)【附1-1】</p>
	<p>政令で定める措置【法10】</p>	<p>主務省令で定めるもの【令12 ①ニ】(住民票の写し等(番号 確認) + 身元確認書類)</p>	<p>・ 以下の書類を2つ以上【附2③】 ア 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類 であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(告示3) (写真の表示なし)</p> <p>・ 以下による確認【附2④】 ア 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等の確認 イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対して発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類の確認 ウ 申告書等に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・口座番号等の確認 エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認 オ (アからエまでが困難であると認められる場合で、選付請求でないとき)申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮 すべき事情であって財務大臣等が適当と認める事項等の確認(告示4)</p> <p>・ 公的個人認証による電子署名【附3ニハ】 ・ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法(告示9)【附3ニ二】</p> <p>・ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項【告示5】の申告【附2⑤】 (過去に本人確認を行って特定個人情報ファイルをあらかじめ作成している場合に限る。)</p> <p>・ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、本人であることが明らかと個人番号利用事務実施者 が認める場合(告示6)【告示6】は、身元確認書類は要しない。【附2⑥】</p>
		<p>主務省令で定める措置【令12 ①ニ】</p>	<p>主務省令で定めるもの 提示が困難な場合 主務省令で定めるもの 提示が困難な場合 財務大臣等に提出する場合</p> <p>電子提出</p> <p>電話</p> <p>書類提示 不要</p>

1 「法」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)をいう。
2 「令」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)をいう。
3 「則」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)をいう。

番号法に基づく本人確認に必要な確認書類等

番号法		主務省令	
政令		主務省令	
代理権の確認	政令で定める措置【法10】	主務省令で定めるもの【令12②-1】	<ul style="list-style-type: none"> ・ (法定代理人) 戸籍簿本その他その資格を証明する書類【附60-1】 ・ (任意代理人) 委任状【附60-2】 ・ (上記が困難な場合) 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【告示10】【附60-3】 ・ (法人の場合) 上記の書類であって、法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所所在地が記載されたもの【附60②】
	主務省令で定める措置【令12②(注書)】	電子提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人及び代理人の個人識別事項並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【告示17】【附10-1】
代理人の身元確認	政令で定める措置【法10】	主務省令で定めるもの【令12②-2】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【附70-1】 ・ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの【告示11】【附70-2】 ・ (法人の場合) 登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの【告示12】【附70②】
	主務省令で定める措置【令12②(注書)】	電子提出 電話 書類提示不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の書類を2つ以上【附90①】 ・ ア 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等 ・ イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの【告示13】(写真の表示なし) ・ 税理士等から提供を受けるときは、税理士名簿等の確認【附90②】 ・ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【告示13】【附10-2】 ・ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項【告示14】の申告【附90③】(過去に本人確認を行って特定個人情報ファイルを作成している場合に限る。) ・ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、代理人本人であることが明らかと個人番号利用事務実施者が認める場合【告示15】は、身元確認書類は要しない【附90④】
本人の番号確認	政令で定める措置【法10】	主務省令で定めるもの【令12②-3】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の個人番号カード、住民票の写し、住民票記載事項証明書、通知カード(これらの写し)【附8、令和2年一部改正令附則2②】
	主務省令で定める措置【令12②(注書)】	電子提出 電話 書類提示不要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【附90⑤-1】 ・ 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【附90⑤五】 ・ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【告示16】【附90⑥六】 ・ 地方公共団体情報システム機構への確認(税務署長)【附90⑥】 ・ 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【附10三イ】 ・ 過去に本人確認の上作成している場合当該特定個人情報ファイルの確認【附10三イ】 ・ 個人番号利用事務実施者が適当と認める事項【告示19】若しくはその写しの提出又は当該書類について個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【告示20】により電磁的記録の送信【附10三ロ】 ・ 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【附90⑥】(過去に本人確認を行って特定個人情報ファイルを作成している場合に限る。)

1 「法10」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」をいう。
 2 「令12」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)」をいう。
 3 「附則」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第39号)」をいう。
 4 「令和2年一部改正令」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第164号)」をいう。
 5 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されているが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されているが、通知カードに一致している旨と同一の事項に一致している旨が、引き続き通知カードを番号確認書類として利用可能。

【本人から個人番号の提供を受ける場合の告示（告示1～9）】

告示1 (身元確認書類)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号）第十二条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）	税理士証票
本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）	戦傷病者手帳
規則第二条第一項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 暗証番号による認証 生体認証 2次元バーコードの読取り
個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）	税務署から送付されるプレ印字申告書（所得税申告書、個人消費税申告書、法定調書合計表等） 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）がプレ印字された書類
官公署又は個人番号利用事務実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を申告書又は申請書等と併せて個人番号利用事務等実施者に対して提示又は提出する場合に限る。）	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書 確定申告のお知らせはがき 所得税の予定納税額の通知書 譲渡所得のお知らせはがき 贈与税のお知らせはがき

- ※ 有効期限が明示されていない写真付き身分証明書なども身元確認書類となります。
- ※ 「個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）」とは、例えば、事業者が氏名・住所等、個人識別事項を印字した書類を顧客に送付し、顧客からその書類の返送を受けることが該当します。

この場合、事業者は個人識別事項を印字した書類を顧客に交付又は送付するまでの間に、交付又は送付する相手が本人に相違ないことの確認を行う必要があります。

告示2 (住民票の写し等の原則的書類の提示が困難な場合の番号確認書類)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	マイナンバーカード（個人番号カード）（裏面）
自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第三十二条第一項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）	国外転出者に還付されるマイナンバーカード（個人番号カード）

※ 「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、本人の署名があるなど、本人が作成したものと認識できる書類であることが必要です。

なお、申立書には、個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載が必要となります。

おって、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、他の番号確認書類の提示が困難な場合など例外的な場面での使用を予定したものであることにご留意ください。

告示3 (運転免許証等の原則的書類の提示が困難な場合の身元確認書類)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）	学生証（写真なし）
	身分証明書（写真なし）
	社員証（写真なし）
	資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「国税等の領収証書等」という。）	国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
	納税証明書
印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）	印鑑登録証明書
	戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
	住民票の写し又は住民票記載事項証明書
	母子健康手帳 国民年金手帳又は基礎年金番号通知書
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する源泉徴収票、支払通知書その他租税に関する法律に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）	源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）
	支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書、特定割引債の償還金の支払通知書）
	特定口座年間取引報告書
	未成年者口座年間取引報告書

告示4 (運転免許証等の原則的書類の提示が困難で財務大臣等に提出する場合の身元確認書類)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
修正申告書に記載された修正申告直前の納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額、更正の請求書に記載された更正の請求直前の納付すべき税額又は還付金の額に相当する税額及び相続時精算課税を適用した贈与税申告書（選択した年分の翌年分以降の年分に限る。）に記載された過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額等その他これに類する事項	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等
	更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等
	相続時精算課税を適用した贈与税申告書に記載された過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額等

告示 5 (電話により個人番号の提供を受ける場合に身元確認をするために申告を受ける事項)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	社員番号
	職員番号
	契約番号
	保険始期日(保険終期日)
	保険契約者名
	被保険者名
	保険金受取人名
	顧客番号、顧客ID
	証券番号
	口座番号
	取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高 直近の取引年月日

※ 電話による確認は、個人番号利用事務等実施者が、過去に本人確認を行って特定個人情報ファイルをあらかじめ作成している場合に限られています。また、単に電話により本人確認を行うことを認めているものではなく、例えば、郵送やオンラインにより個人番号の提供を受けた際に、本人確認書類が添付されていない等により本人確認ができないとの理由で、個人番号の提供を行った者に対して電話により本人確認を行うことは認められません。

告示 6 (本人であることが明らかであるため身元確認書類の提示を不要とする場合)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第二条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。)が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族(以下「扶養親族等」という。)であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合

※ 「知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合」とは、例えば、対面により個人番号の提供を行った顧客が本人であることを確認できる場合をいいます。

※ 同じ講師に対して1年に1回講演を依頼(契約は毎年締結)する場合等も、「同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合」に該当します。

※ 「本人であることの確認」は、番号法や税法で定めるもの、国税庁告示で定めるものと同程度の身元確認書類による確認を行う必要があります。

告示7 (電子的に個人番号の提供を受ける場合の番号確認書類)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
個人番号カード	マイナンバーカード(個人番号カード)
還付された個人番号カード	国外転出者に還付されるマイナンバーカード(個人番号カード)
住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」という。)であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの	住民票の写し、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る。)
官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	国税に関する書類には該当するものではありません。
自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)	自身の個人番号に相違ない旨の申立書

※ 「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、本人の署名があるなど、本人が作成したものと認識できる書類であることが必要です。

なお、申立書には、個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載が必要となります。

おって、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、他の番号確認書類の提示が困難な場合など例外的な場面での使用を予定したものであることにご留意ください。

告示8 (電子的に個人番号の提供を受ける場合の番号確認書類の送信方法)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法(以下「個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信」という。)	告示7の書類のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信

告示9	(電子的に個人番号の提供を受ける場合の身元確認方法)
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
<p>国税手続電子証明書(国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令(平成十五年財務省令第七十一号。以下「オン化省令」という。)第二条第一項第二号に規定する電子証明書(同号ロに該当するものを除く。)をいう。)及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号。以下「電子署名法」という。)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。)が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p>	<p>e-Tax で認めている電子証明書(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合のみ)</p>
<p>民間電子証明書(電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人識別事項の記録のあるものに限る。)をいう。)及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)</p>	<p>電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合のみ)</p>
<p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること</p>	<p>身元確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信</p>
<p>個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p>	<p>個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行するID及びパスワード</p>
<p>あらかじめ個人番号利用事務実施者が当該提供を行う者の個人番号カード用利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号。以下「公的個人認証法」という。)第二十二条第一項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書(公的個人認証法第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。)及び署名用電子証明書(公的個人認証法第三条第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書又は公的個人認証法第十六条の二第一項に規</p>	<p>あらかじめ、マイナンバーカード又はスマホの利用者証明用電子証明書及び署名用電子証明書をを用いて e-Tax のアカウント登録をした者が、その後、e-Tax により申請等を行う際に送信する当該利用者証明用電子証明書</p>

<p>定する移動端末設備用署名用電子証明書をいう。以下同じ。)の送信を受け、かつ、当該送信を受けた後に当該個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は当該移動端末設備用利用者証明用電子証明書の送信を受けることにより認証する方法</p>	
<p>国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める者を定める件(平成十八年国税庁告示第三十二号)第七号に規定するオン化省令第四条第二項の規定により通知された識別符号及び暗証符号により認証する方法</p>	<p>e-Taxの「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたe-Tax用のID及びパスワード</p>
<p>個人番号利用事務実施者に対して、オン化省令第五条の二第一項に規定する特定ファイルに記録された同項に規定する申請等情報を閲覧し、及び個人番号利用事務実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限が付与されること(同項の規定による申請等が行われる場合に限る。)</p>	<p>利用者識別番号(クラウド提出利用開始届出の際に本人確認を了したものを)を用いたアクセス権限の付与(提出通知)</p>

- ※ 「本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等」は、なりすまし防止の観点から、雇用元等が従業員等に対してあらかじめ本人確認をした上で、本人に対して一に限り発行したID及びパスワードである必要があり、従業員自身が設定するID及びパスワードは身元確認方法としては不十分です。
- ※ 本人に対して固有の識別符号及び暗証符号を交付した後、本人が任意の識別符号及び暗証符号に変更(既に登録されているものとの重複は許されない。)できる場合、当初の識別符号及び暗証符号と関連付けることなどの方法により、雇用元等において、現に手続を行っている者が本人に相違ないことが確認できる場合には、「本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等」に該当します。

【本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の告示（告示10～20）】

告示10 （戸籍謄本、委任状等の原則的書類の提示が困難な場合の代理権確認書類）	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
本人の署名及び代理人の個人識別事項の記載があるもの（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人の署名及び代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載のある書類
個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第二条第一項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人しか持ち得ない書類（例：マイナンバーカード（個人番号カード）、健康保険証）

※ 本人の氏名、生年月日及び代理人である法人の商号を名称に含む健康保険組合が発行した健康保険被保険者証は、「個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの」に該当します。

告示11 （代理人の身元確認書類）	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
税理士証票	税理士証票
写真付き身分証明書等	写真付き学生証
	写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
写真付公的書類	戦傷病者手帳
個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認
	暗証番号による認証
	生体認証 2次元バーコードの読取り

告示 12 (代理人が法人の場合の身元確認書類)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から六か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <p>登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む。）</p> <p>印鑑登録証明書</p>
国税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「法人に係る国税等の領収証書等」という。）及び社員証等	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）</p> <p>国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>

※ 人格のない社団など登記されていない団体の定款や規約、会員名簿の写しは、「官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類」には該当しません。

告示 13 (運転免許証等の原則的書類の提示が困難な場合の代理人の身元確認書類)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
写真なし身分証明書等	<p>学生証（写真なし）</p> <p>身分証明書（写真なし）</p> <p>社員証（写真なし）</p> <p>資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）</p>
国税等の領収証書等	<p>国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書</p>
写真なし公的書類	<p>印鑑登録証明書</p> <p>戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）</p> <p>住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p> <p>母子健康手帳</p>
本人交付用税務書類	<p>源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票）</p> <p>支払通知書（配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書、特定割引債の償還金の支払通知書）</p> <p>特定口座年間取引報告書</p> <p>未成年者口座年間取引報告書</p>

告示 14	(電話により個人番号の提供を受ける場合に代理人の身元確認をするために申告を受ける事項)
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
本人と代理人の関係及び個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人との取引や給付等を行う場合において使用している金融機関の口座番号(本人名義に限る。)、証券番号、直近の取引年月日等の取引固有の情報等のうちの複数の事項	社員番号
	職員番号
	契約番号
	保険始期日(保険終期日)
	保険契約者名
	被保険者名
	保険金受取人名
	顧客番号、顧客ID
	証券番号
	口座番号
	取引口座に係る指定した時点の銘柄や残高 直近の取引年月日

告示 15	(本人であることが明らかであるため代理人の身元確認書類の提示を不要とする場合)
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第十二条第三項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。)が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	過去に実存確認をしている場合(法人代理人の場合)

※ 過去に、個人番号の提供とは異なる手続において、登記事項証明書等により代理人となる法人の名称、所在地等を確認し、その実存を確認している場合には、当該法人の実存が明らかと認められることなどから、「代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第七条第二項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合」に該当します。

告示 16 (マイナンバーカード等の原則的書類の提示が困難な場合の本人の番号確認書類)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	国税に関する書類には該当するものではありません。
自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
還付された個人番号カード	国外転出者に還付されるマイナンバーカード（個人番号カード）

※ 「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、本人の署名があるなど、本人が作成したものと認識できる書類であることが必要です。

なお、申立書には、個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載が必要となります。

おって、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、他の番号確認書類の提示が困難な場合など例外的な場面での使用を予定したものであることにご留意ください。

告示 17 (電子的に個人番号の提供を受ける場合の代理権確認方法)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること	委任状（税務代理権限証書）のデータの送信
オン化省令第四条第二項の規定に基づき本人に通知した識別符号を入力して、当該提供に係る情報の送信を受けること	本人の利用者識別番号を入力した上での送信

告示 18 (電子的に個人番号の提供を受ける場合の代理人の身元確認方法)

個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者又は同条第五項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。)	代理人の署名用電子証明書
代理人に係る国税手続電子証明書及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	代理人の e-Tax で認めている電子証明書(個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合のみ)
代理人に係る民間電子証明書及び当該民間電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	代理人の電子署名法第四条第一項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合のみ)
代理人が法人である場合には、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること(個人番号関係事務実施者が提供を受ける場合に限る。)	法人代理人の電子証明書(商業登記認証局が発行する電子証明書)
個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法	個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行するID及びパスワード
個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示(提示時において有効なものに限る。)若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること	代理人の身元確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、旅券)のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信

以下、代理人が法人であってその従業員等から提供を受ける場合	
<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）</p>	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p> <p>登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む。）</p> <p>印鑑登録証明書</p>
<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る国税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号関係事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る国税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることができる。）</p>	<p>下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信</p> <p>国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書納税証明書</p>
<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第三項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第五十一条第一項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オン化省令第四条第二項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>	<p>税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る署名用電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力</p>
<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る国税手続電子証明書及び当該国税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、オン化省令第四条第二項の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第二条第一項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>	<p>税理士法人又は通知弁護士法人に所属している税理士又は通知弁護士に係る e-Tax で認めている電子証明書並びに利用者識別番号及び暗証番号の入力</p>

告示 19 (電子的に個人番号の提供を受ける場合の本人の番号確認書類)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
本人の個人番号カード	(本人の)マイナンバーカード(個人番号カード)
本人の還付された個人番号カード	(本人の)国外転出者に還付されるマイナンバーカード(個人番号カード)
本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの	(本人の)住民票の写し、住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたものに限る。)
官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	国税に関する書類には該当するものではありません。
本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から六か月以内のものに限る。)	本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書

※ 「本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、本人の署名があるなど、本人が作成したものと認識できる書類であることが必要です。

なお、申立書には、個人番号の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項(氏名及び住所又は生年月日)の記載が必要となります。

おって、「本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の申立書」は、他の番号確認書類の提示が困難な場合など例外的な場面での使用を予定したものであることにご留意ください。

告示 20 (電子的に個人番号の提供を受ける場合の本人の番号確認書類の送信方法)	
個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等	具体例
個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること	告示 19 の書類のイメージデータ等(画像データ、写真等)による電子的送信

第4 本人確認方法の具体例

個人番号の提供を受ける際に実施する本人確認方法について、国税庁告示において寄せられたパブリックコメントなどを参考に、想定される個人番号の提供を受ける場面における本人確認方法の具体例を御紹介いたします。

例1 対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認①

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、マイナンバーカード（個人番号カード）の提示を受ける方法。



【ポイント】

- 申請書に記載された内容について、マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面に記載された個人番号により番号確認、表面に記載された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）及び顔写真で身元確認を行います。
- 提示を受けたマイナンバーカード（個人番号カード）について、写し（コピー）を保管することは義務付けられていません。

なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

- 郵送で個人番号の提供を受ける場合には、マイナンバーカード（個人番号カード）の写し（コピー）の添付を受けることで、本人確認を行います。

※ マイナンバーカード（個人番号カード）の表面については、専用のカードケースに入れた状態（臓器提供意思表示等を見えないようにした状態）でコピーしても差し支えありません。

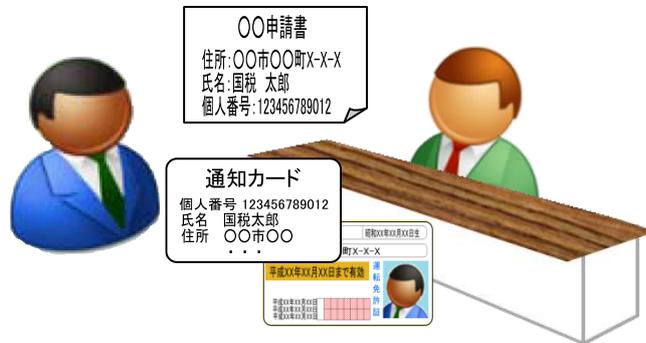
マイナンバーカード（個人番号カード）の裏面については、カードケースに入れた状態では個人番号が見えないことから、必ずカードケースから出してコピーする必要があります。

【関連条文等】

- 番号確認
 - 番号法第十六条
 - 番号法施行規則第十一条
- 身元確認
 - 番号法第十六条
 - 番号法施行規則第十一条

例2 対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認②

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元確認書類として運転免許証などの写真表示のある書類の提示を受ける方法。



【ポイント】

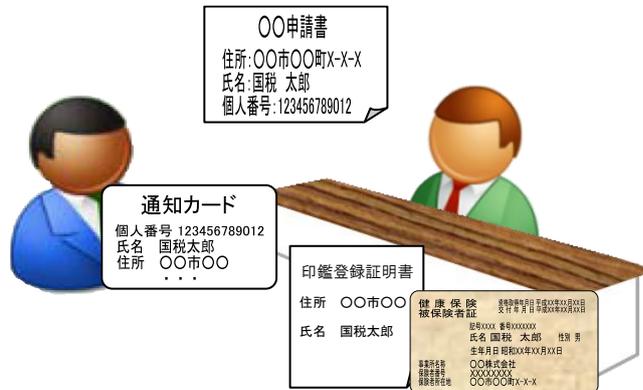
- 申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、運転免許証などの写真表示のある書類で身元確認を行います。
なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。
また、通知カードは身元確認書類としては使用できません。
- 他の身元確認書類には、以下のようなものがあります。
住民基本台帳カード（交付を受けている者の写真が表示されており、有効なもの）、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は国税庁告示1（写真付き学生証や写真付き資格証明書など）で定めるもの
- 提示を受けた通知カードや運転免許証について、写しを保管することは義務付けられていません。
なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

【関連条文等】

- 番号確認
 - 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則（令和元年五月三十一日法律第一六号抄）（以下「デジタル手続法附則」という。）第六条第二項
- 身元確認
 - 番号法施行規則第一条第一号
 - 番号法施行規則第一条第二号
 - 国税庁告示1

例3 対面で個人番号の提供を受ける場合の本人確認③

事業者が顧客から対面により個人番号の提供を受ける場合で、通知カードと身元確認書類として写真表示のない書類の提示を受ける方法。



【ポイント】

- 申請書に記載された内容について、通知カードで番号確認、印鑑登録証明書と健康保険被保険者証で身元確認を行います。

なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

- 写真付身分証明書の提示が困難な場合には、以下の書類のうち、いずれか2つ以上の提示を受ける必要があります。

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は国税庁告示3で定めるもの

- この例の場合、
 - 番号法施行規則第二条第三項第一号の「健康保険の被保険者証」
 - 国税庁告示3の「印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から六か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）」としての「印鑑登録証明書」

により確認しています。

- 提示を受けた通知カードや健康保険の被保険者証などについて、写しを保管することは義務付けられていません。

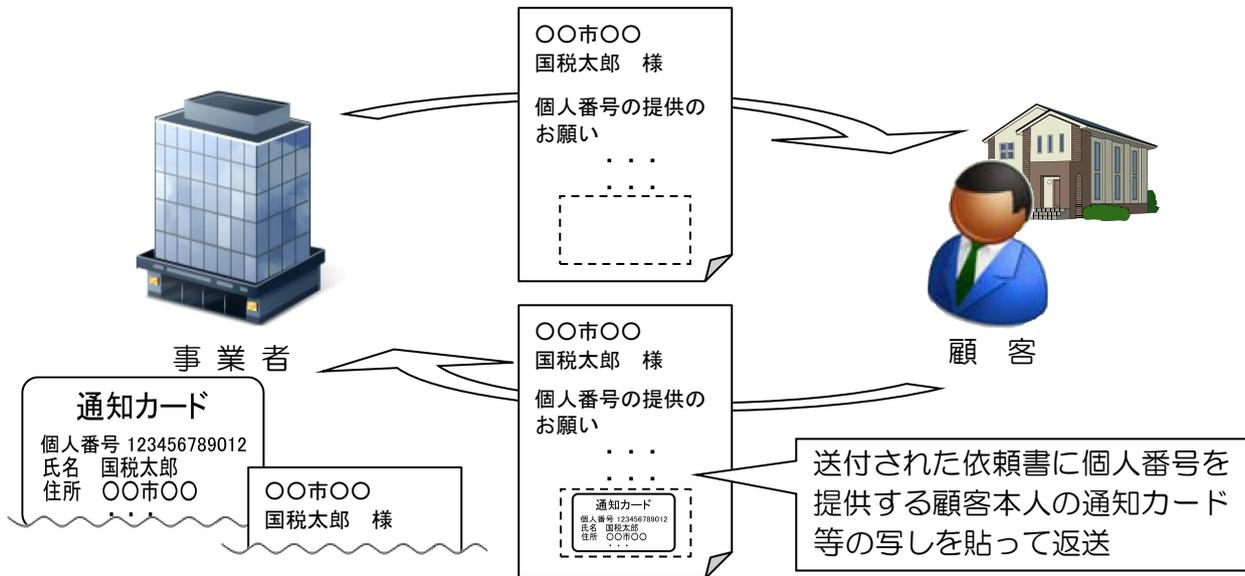
なお、写しを保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。

【関連条文等】

- 番号確認
 - ・ デジタル手続法附則第六条第二項
- 身元確認
 - ・ 番号法施行規則第二条第三項第一号
 - ・ 国税庁告示3

例4 個人番号の提供を依頼する書類を活用した本人確認

事業者が継続して取引を行っている顧客から個人番号の提供を受ける場合に、顧客に対して個人識別事項を印字した個人番号の提供を依頼する書類を送付し、顧客がその書類に通知カードやマイナンバーカード（個人番号カード）の裏面（通知カード等）の写しを貼付して返送する方法。



【ポイント】

- 個人番号の提供依頼書類に印字するための情報（個人識別事項）の取得時など依頼書類を送付するまでに送付する相手方が本人に相違ないことの確認を事業者が行っていることを前提としています。
- 依頼書類に、顧客が通知カード等の写しを貼付して返送することで、通知カード等の写しで番号確認を行うとともに、依頼書類に印字した個人識別事項と貼付されている通知カード等の写しの個人識別事項が同一であることを確認することにより、身元確認を行います。

なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

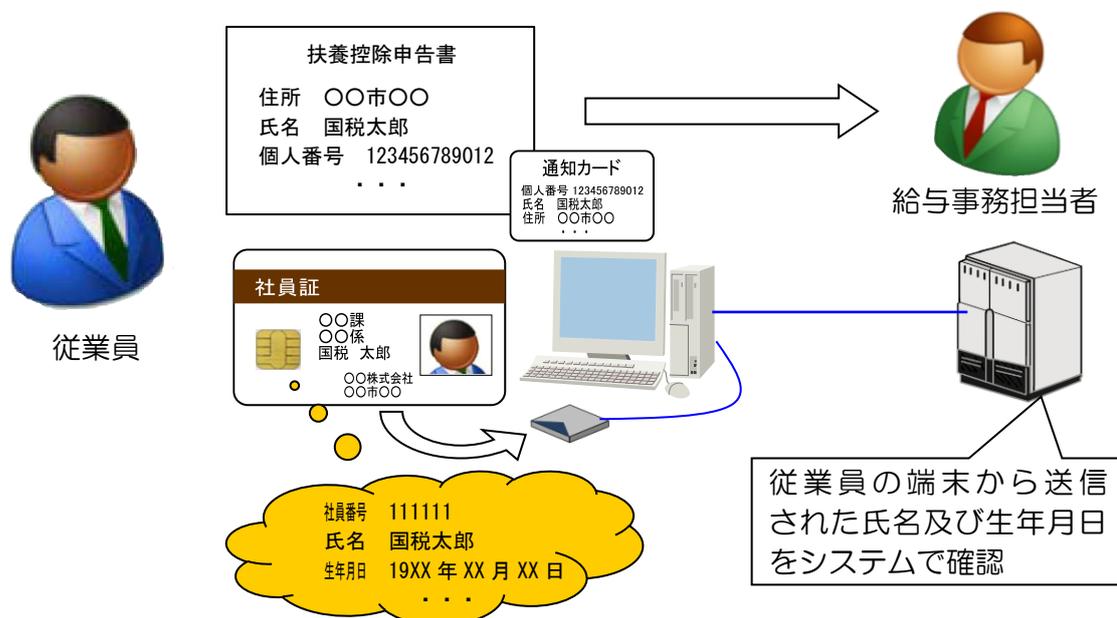
- 個人番号利用事務等実施者自身が送付した書類で個人識別事項が記載されたものが返送される必要があります。
- 個人識別事項は印字することが前提ですが、個人番号利用事務等実施者がある顧客に対して送付した書類が返送されたことが分かる措置（例えば、送付する書類に一連番号を記載し、返送された書類の一連番号を確認するなど。）を行い、返送された書類と送付者が管理している個人識別事項を照合できる場合には、個人識別事項を印字したのものとして取り扱って差し支えありません。

【関連条文等】

- 番号確認
 - ・ デジタル手続法附則第六条第二項
 - ・ 番号法施行規則第二条第一項第六号
 - ・ 国税庁告示2「官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの」
- 身元確認
 - ・ 番号法規行規則第一条第二号
 - ・ 国税庁告示1「個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）」
 - ・ 平成27年1月30日公表 国税庁告示（案）のパブコメ結果の概要No.36及びNo.38

例5 社員カードのICチップを利用した身元確認

事業者が従業員から個人番号の提供を受ける場合に、社員カードのICチップに格納されている氏名及び生年月日を読み取り身元確認する方法。



【ポイント】

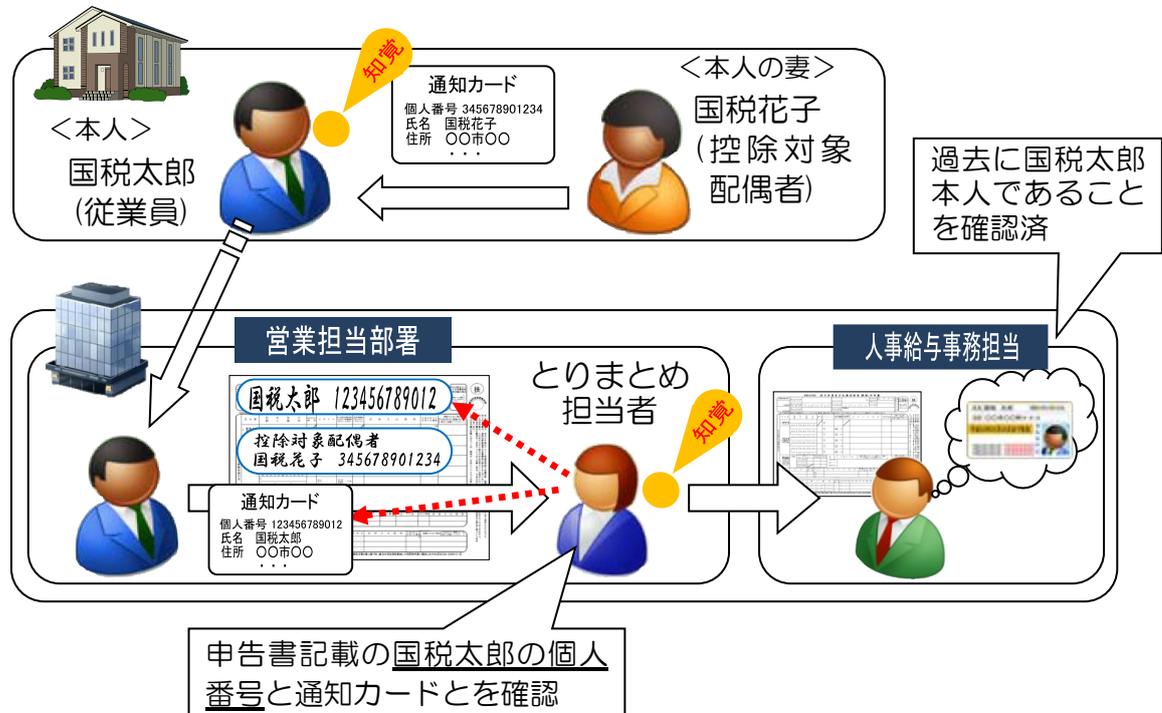
- 従業員に交付している社員証のICチップに格納された個人識別事項（例では氏名及び生年月日）を読み取ることにより、身元確認します。
この場合、従業員の採用時など社員証の交付までに番号法や税法（所得税法第224条第2項等）で定めるもの又は国税庁告示で定めるものと同程度の身元確認書類（運転免許証、旅券等）による確認を行っていることを前提としています。
- 番号確認については、通知カードの提示等を受けて確認する必要があります。
なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

【関連条文等】

- 番号確認
 - デジタル手続法附則第六条第二項
- 身元確認
 - 番号法施行規則第一条第二号
 - 国税庁告示1「規則第二条第一項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）」

例6 知覚による身元確認

従業員が勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、勤務先のとりまとめ担当者が知覚により従業員の身元確認を行う方法。



【ポイント】

- 従業員は、自宅に妻（控除対象配偶者）である国税花子さんの通知カードにより個人番号を把握（確認）します。国税花子さんは国税太郎さんの配偶者であり「知覚」(見て判断) することにより本人に相違ないことが判断できますので、国税花子さんから身元確認書類の提示を求める必要はありません。
- 日頃から国税太郎さんと同じ部署で仕事をしているとりまとめ担当者は、国税太郎さんを「知覚」(見て判断) することにより本人に相違ないことが判断できますので、国税太郎さんから身元確認書類の提示を求める必要はありません。
- 国税太郎さんについて身元確認書類の提示を不要とするためには、採用時などに番号法や税法で定めるもの（所得税法第224条第2項等）又は国税庁告示で定めるものと同程度の身元確認書類（運転免許証、写真付き学生証等）による確認を行っている必要があります。
- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、国税太郎さんと国税花子さんの個人番号が記載されていますが、国税花子さんの個人番号は国税太郎さんが自宅で確認済ですので、とりまとめ担当者は、国税太郎さんの通知カードの提示等により国税太郎さんの個人番号のみ確認します。

なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場

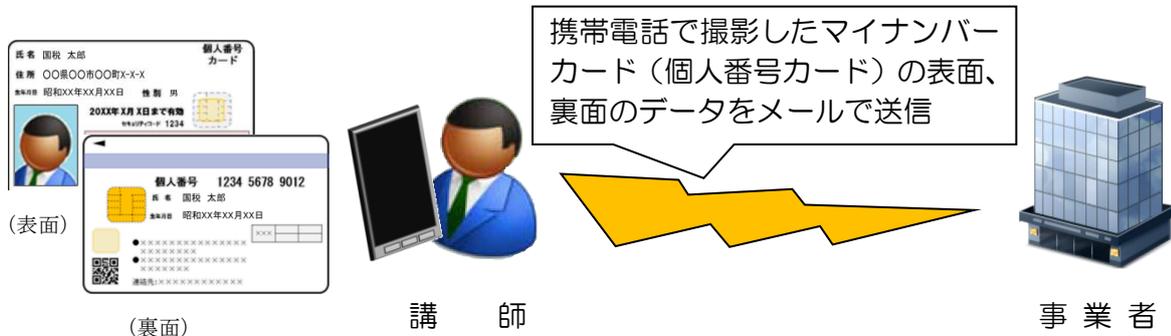
合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

【関連条文等】

- 番号確認
 - ・ デジタル手続法附則第六条第二項
- 身元確認
 - ・ 番号法施行規則第二条第六項
 - ・ 国税庁告示6「所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合」
 - ・ 国税庁告示6「雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第二条第一項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかな場合」

例7 メールにより個人番号の提供を受ける場合の本人確認

事業者が講演会の講師に対して謝礼を支払い、法定調書の提出が必要となる場合に、講師がイメージデータ化した本人確認書類をメールにより送信することで、事業者が個人番号の提供を受ける方法。



【ポイント】

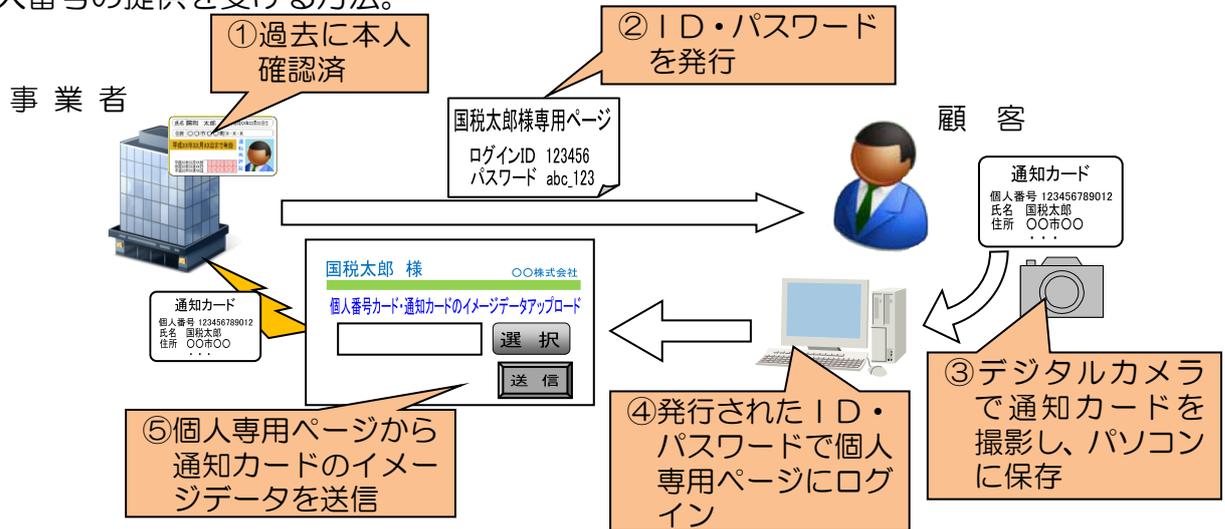
- ・ マイナンバーカード（個人番号カード）の表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、カードの両面を撮影して送信します（マイナンバーカード（個人番号カード）がない場合は、番号確認書類及び身元確認書類の送信が必要となります。）。
- ・ スキャナを使用してイメージデータ化した本人確認書類をパソコンから送信する方法も可能です。
- ・ 継続的な契約関係にある場合には、上記手続により提供を受けた個人番号（特定個人情報）を法定調書作成のために保管することにより、次回以降も利用することが可能であり（個人番号を保管する場合には、安全管理措置を適切に講ずる必要があります。）、改めて個人番号の提供を受ける必要はありません（税法上、個人番号の告知を受ける必要があるとされている場合を除く。）。
- ・ なお、メールによる送受信の際の情報漏えいのリスクに対し、必要な措置を講ずる必要があります。

【関連条文等】

- 番号確認
 - ・ 番号法施行規則第三条第二号ロ
 - ・ 国税庁告示7「個人番号カード」
 - ・ 国税庁告示8「個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法」
- 身元確認
 - ・ 番号法施行規則第三条第二号二
 - ・ 国税庁告示9「個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること」

例8 インターネットの専用ページを利用した本人確認

顧客が事業者から本人確認をした上で発行されたID・パスワードによりインターネットの専用ページにログインし、本人確認書類を送信することで、事業者が個人番号の提供を受ける方法。



【ポイント】

- 事業者は運転免許証などで本人確認を行った上で、各顧客専用のインターネットページにログイン可能なID・パスワードを発行し、顧客がそのID・パスワードを利用して個人専用ページにログインすることにより身元確認を行います。
- 顧客が通知カードをイメージデータ化し、個人専用ページから事業者に送信することで、事業者は当該データにより番号確認を行います。
なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。
- 事業者が発行したID・パスワードを顧客が変更したとしても、一般的に変更後のID・パスワードによるログインがその顧客であるとシステム上判別しますので、変更後のID・パスワードによるログインであっても身元確認として有効です。

【関連条文等】

○ 番号確認

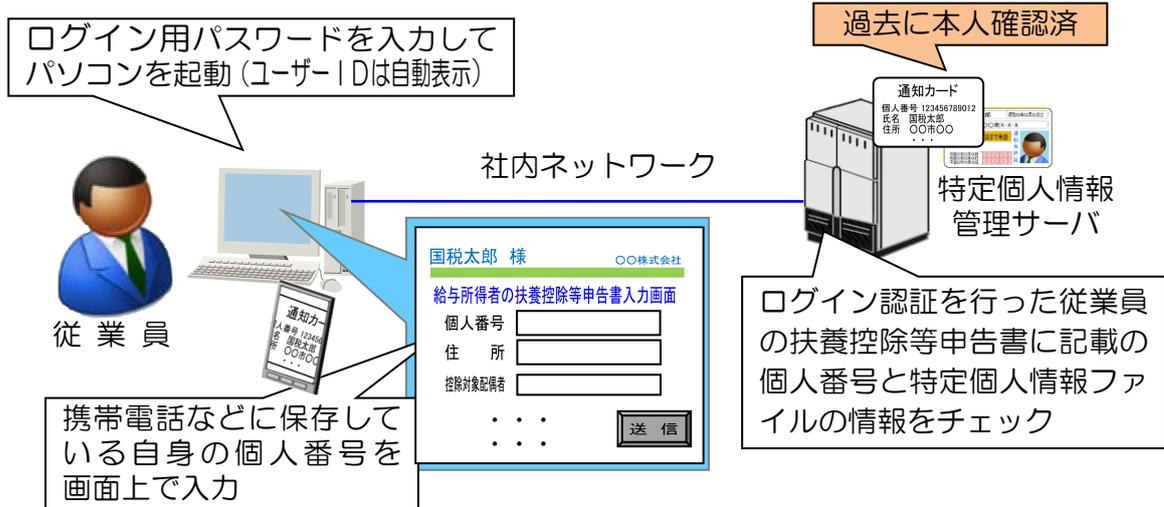
- デジタル手続法附則第六条第二項
- 番号法施行規則第三条第二号ロ
- 国税庁告示7「個人番号カード」
- 国税庁告示8「個人番号利用事務等実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して本人から提供を受ける方法」

○ 身元確認

- 番号法施行規則第三条第二号二
- 国税庁告示9「個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法」

例9 社内ネットワークを利用した本人確認

給与の支払者が所得税法第198条第2項等に定める源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認を受け、従業員が申告書記載事項として個人番号を送信する場合に、事業者が本人確認の上、従業員に対して発行した従業員固有のログイン用ユーザーID及びパスワードにより社内ネットワーク認証を受けたパソコンを使用し、過去に本人確認の上、提供を受けた個人番号、氏名、生年月日等を特定個人情報としてサーバに記録している情報と照合する方法。



【ポイント】

- 社内ネットワークで使用しているパソコンのログイン用ユーザーID及びパスワード（過去に本人確認を行った上で発行したものに限り。）による認証を利用して身元確認を行います。
- 従業員が自身の個人番号を画面上で入力し、社内ネットワーク経由で、給与の支払者に送信し、送信された情報が給与の支払者が保有している特定個人情報ファイルの内容と一致しているか確認します。
- 社内ネットワークを用いて扶養控除等申告書の提出を受けるためには、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認が必要ですが、身元確認を社内ネットワークを用いて行うために別途、特別な承認を受けることは不要です。
- 個人番号の正確性の確保の観点から、従業員から最初に個人番号の提供を受けるときは、通知カード等の提示を受けることが望ましいと考えます。

なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

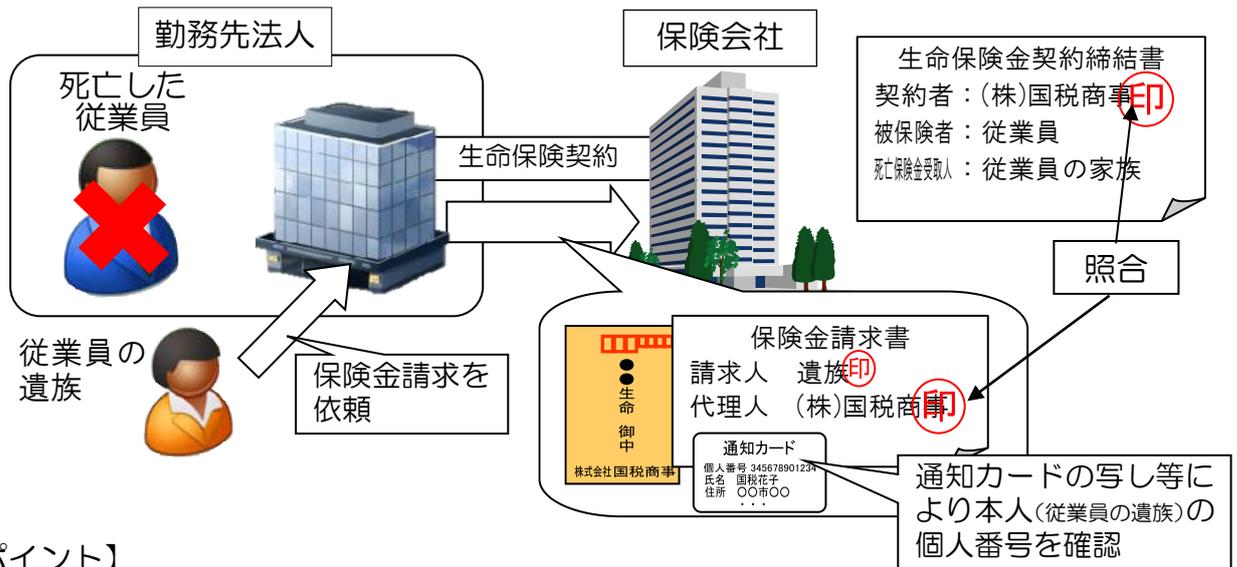
【関連条文等】

- 番号確認
 - デジタル手続法附則第六条第二項
 - 番号法施行規則第三条第二号イ

- 身元確認
 - 番号法施行規則第三条第二号二
 - 国税庁告示9「個人番号関係事務実施者が本人であることの確認を行った上で本人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法」

例 10 勤務先法人が従業員の遺族の代理人となる場合の本人確認

死亡した従業員の勤務先法人が契約者、従業員が被保険者、死亡した従業員の家族が死亡保険金受取人である生命保険契約に関し、勤務先法人が遺族に代わり死亡保険金の請求を行う際に、郵送により保険金請求書を送付する場合の保険会社における確認方法。



【ポイント】

- 代理人である法人から個人番号の提供を受ける場合は、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び個人番号を提供する者と代理人である法人との関係を証する書類などの確認及び③本人（従業員の遺族）の個人番号の確認が必要です。
- 代理権は、保険金請求書に請求人である遺族の住所・氏名及び押印と代理人である勤務先法人の住所・名称及び押印があることにより確認します。
- 代理人の身元確認及び個人番号を提供する者と代理人である法人との関係を証する書類などの確認については、保険会社が保険契約時に審査を実施し、登記事項証明書等により勤務先法人の身元確認を了している場合には、保険金請求手続の担当者と勤務先法人との関係性を証する書類（社員証など）を確認することとなります。

しかし、郵送で手続が行われた場合には、担当者名が明示されないことも想定されます。

この場合には、保険契約締結時に契約書に押印された勤務先法人の印が保険金請求書に押印されているものと同じであることをもって、勤務先法人が代理人として手続を行ったと考えられますので、別途、関係性を証する書類の提出を受ける必要はありません。

- 本人（従業員の遺族）の個人番号の確認は、保険金受取人となる遺族の通知カードの写し等により確認します。

なお、「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場

合に限り、引き続き、番号確認書類として利用できます。

- この事例と異なり、死亡した者が契約者かつ被保険者、死亡した者の家族が死亡保険受取人である生命保険契約で、保険会社が死亡した者の個人番号を取得していない場合には、法定調書を作成するために、死亡した者の通知カードの写し等の提出を受ける必要があります。この場合、死亡した者に係る番号法上の本人確認は不要です。

【関連条文等】

- 代理権の確認
 - 番号法施行規則第六条第二項
- 代理人の身元確認
 - 番号法施行規則第七条第二項
 - 国税庁告示 12「登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から六か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類」
- 本人の番号確認
 - 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第164号）附則第二条第二項
 - 番号法施行規則第八条